

ケーブルプラスでんき利用規約

株式会社 C A C



ケーブルプラスでんき利用規約

株式会社CAC（以下「CAC」という。）とauエネルギー&ライフ株式会社（以下「auEL」という。）よりCACを介して「ケーブルプラスでんきサービス」（以下「ケーブルプラスでんき」という。）を受ける者（以下「加入者」という。）との間に結ばれる契約は以下の条項によるものとします。

第1条（利用規約の適用）

1. CACは、auELが規定する「ケーブルプラスでんき需給約款」（以下「約款」という。）により提供される、ケーブルプラスでんきの、約款によりCACに譲り渡されたauELの債権（以下、「電気料金」という。）の請求等を、CACの定める「ケーブルプラスでんき利用規約」（以下「本規約」という。）により行うものとします。
2. 本規約の規定が約款の規定と矛盾または抵触する場合は、約款の規定が本規約の規定に優先して適用されるものとします。
3. CACは、本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。

第2条（用語）

本規約で使用する用語の意味は、本規約で別段の定めがない限り、約款で使用する用語の意味に従います。

第3条（加入申込みの承諾）

1. ケーブルプラスでんきを利用しようとする者は、下記に定める文書を承諾のうえ、CACが別途指定する方法によりお申込みを行い、auELがこれを承諾したときに契約が成立するものとします。
 - ① 約款
 - ② ケーブルプラスでんき重要事項説明書
 - ③ 本規約
2. CACは、前項に基づくお申込みがあったときは、受付た順番に従って承諾します。
3. CACは、第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合には、お申込みを承諾しないことがあります。
 - ① お申込みにあたり加入者が虚偽の内容をCACに申告した場合、またはそのおそれがある場合
 - ② 加入者がケーブルプラスでんきまたは、CACから請求している他サービスの料金の支払いを現に怠った場合、またはそのおそれがある場合
 - ③ 過去に、加入者の責めに帰すべき事由によりケーブルプラスでんきの提供を受けるための契約（以下「利用契約」という。）が解除、または加入者に対するケーブルプラスでんきの提供が停止されたことがある場合
 - ④ その他、法令、電気の需給状況、供給設備の状況その他によってやむを得ない場合、利用契約のお申込みの全部または一部をお断りすることがあります

第4条（au IDの提供）

1. ケーブルプラスでんきWebサービスの利用には「au ID」が必要です。
2. 加入者は、ケーブルプラスでんきのお申込みにあたり「au ID利用規約」に同意するものとします。

第5条（auELに係る債権の譲渡等）

加入者は、CACが電気料金を請求することを承認するものとします。この場合、CACおよびauELは、加入者への個別の通知または譲渡承認の請求を省略するものとします。

第6条（請求と支払い等）

1. 加入者は、CACが定める期日までに指定する方法で支払いを行なうものとします。
2. 加入者は、CACが電気料金の収納業務を収納代行会社に委託することがあることを承認するものとします。
3. 加入者は、電気料金について支払期日を経過してもなおお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの前日までの日数について年14.5%の割合で計算して得た額を延滞利息として、CACが定める方法によりお支払いいただきます。

第7条（でんき割の提供）

CACは、加入者に対しでんき割規約に定めるところによりでんき割サービスを提供します。

第8条（最低利用期間）

最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して1年間です。

第9条（利用契約の終了）

1. CACは、加入者が本規約（本規約において準用している規定を含みます。）に違反したときは、auELに通知いたします。その場合auELは催告を行うことなく利用契約を解除することができるものとします。
2. 加入者が解約しようとするときは、あらかじめ、CACが別途定める方法により、CACにご連絡ください。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合には、CACにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。
3. 加入者がケーブルプラスでんきの提供エリア外にお引越しの場合、または、エリア内であっても、ケーブルプラスでんきが提供できない場合には、利用契約は解除となります。
4. 上記各項により、解除もしくは解約となった場合、でんき割も解除となります。

第10条（auELへの通知）

加入者は、CACが定める支払期日までに、CACの既存サービスの料金の支払いが無い場合、auELに通知することを了承するものとします。

第11条（他の小売電気事業者への通知）

約款に定める供給条件によって支払いを要することとなった料金およびその他の債務について、ケーブルプラスでんきの契約終

了後も、現に料金およびその他の債務の支払いがない場合、CACは加入者の個人情報をauELへ通知します。また、auELは、その情報を他小売電気事業者に通知することがあります。

第12条 （利用契約に係る契約者情報の利用）

CACは、加入者の氏名もしくは名称、電話番号、住所もしくは居所または請求書の送付先等の情報を、ケーブルプラスでんきに係る契約のお申込み、契約の締結、料金の適用または料金の請求その他本規約に係る業務の遂行上必要な範囲で利用します。なお、ケーブルプラスでんき提供にあたり取得した個人情報等の取扱いは、CACが別に定める「個人情報保護に関する規定」に定めます。

第13条 （協議、管轄裁判所）

1. 本規約に定めのない事項または本規約の各条項に疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本約款は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は2016年 3月10日より施行します。

改 定 2016年10月 1日

改 定 2017年 4月 1日

改 定 2022年11月 1日

でんき割規約

第 1 条 (本規約の適用)

- 株式会社CAC（以下「CAC」という。）は、このでんき割規約（以下「本規約」という。）に基づき、でんき割（以下「本割引」という。）を提供します。
- CACが行うサービスを受けるもの（以下「加入者」という。）に対し随時通知する追加規定（以下「個別規定等」という。）は、本規約の一部を構成するものとし、本規約と個別規定等との内容が異なる場合には、個別規定等が本規約に優先して適用されるものとし、

第 2 条 (本割引の概要)

本割引は、ケーブルプラスでんき需給約款により提供されるでんき供給等のサービス（以下「ケーブルプラスでんき」という。）および第3条（本割引の適用条件）第1項5号に定めるCACが提供するサービス（以下「対象サービス」という。）を組み合わせて利用する場合に、本規約に定めるところによりケーブルプラスでんきの電気料金に応じた割引を行うことをその内容とします。なお、本割引は、対象サービスのご請求料金の合計額より減算することにより行います。

第 3 条 (本割引の適用条件)

- CACは、以下の条件の全てを満たした場合、本割引を行うものとし、
 - ケーブルプラスでんきの電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求があること
 - ケーブルプラスでんきおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること
 - 1枚のクレジットカードで、CACが請求する全ての支払いを行うこと
 - CACの利用料金を半年払いもしくは年間払いでお支払いいただいている場合、月払いへの変更を行うこと
 - 以下の対象サービスのいずれかを契約していること
 - CAC - L I F E
 - CAC - T V（CAC加入アパート・マンションを除く。）
 - CAC - S T B
 - CAC - N E T（スタンダードコース・光30Mコース以上）
 - CAC - M O B I L E（L T E）
 - ケーブルプラスでんきおよび対象サービスのうちいずれかのサービスを、ケーブルプラスでんきの利用開始日から起算して1年間以上のご利用をお約束いただけること
- CACは、前項の規定にかかわらず、CACの業務の遂行上支障があるときまたはその他CACが不適当と判断したときは、本割引の適用条件外とします。

第 4 条 (申込みの承諾)

- 本割引の適用を希望する者は、本規約を承諾のうえ、ケーブルプラスでんき利用規約第3条に定める方法にてCACに申込みを行うものとし、
- CACは、前項の申込みが第3条（本割引の適用条件）に定める条件の全てを満たす場合、これを承諾するものとし、かかる承諾の日において、CACと加入者の間で本割引の適用を受けるための契約（以下「本件契約」という。）が成立するものとし、
- CACは、前項の規定にかかわらず、CACの業務の遂行上支障があるときまたはその他CACが不適当と判断したときは、申込みを承諾しないものとし、

第 5 条 (本割引の金額)

- CACは前条にしたがって本件契約が成立した場合、次項の定めにしたがい本割引の金額を算出します。
- CACは、ケーブルプラスでんき需給約款に定める料金の算定期間におけるケーブルプラスでんきの料金のうち燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金、消費税および地方消費税相当額を除いた額（以下「本件対象額」という。）に応じて、本件対象額に下表の割引率を乗じることにより本割引の金額を算出します。

本件対象額	割引率
5,000円 (税込 5,500円) 未満	1%
5,000円 (税込 5,500円) 以上	5%

- 前項に定める本件対象額、割引率および算出方法は加入者への通知をすることで変更できるものとし、
- 本割引の金額の上限は加入者が契約する対象サービスの料金の合計金額とします。

第 6 条 (本件契約の終了)

- 本件契約は、加入者からCACへ申出ることにより、本件契約を解約できるものとし、
- 本件契約は、次の各号のいずれかに該当した場合、自動的に終了するものとし、
 - 加入者が契約するケーブルプラスでんき契約が終了したとき
 - 加入者が契約する対象サービスの全ての契約が終了したとき
 - 第3条（本割引の適用条件）を満たさなくなったとき
- CACの業務の遂行上支障があるときまたはその他CACが不適当と判断したときは本件契約を解除できるものとし、
- 第3条（本割引の適用条件）第1項6号に定める期間を経過せずに本件契約を終了する場合、本割引の解除料として2,000円（不課税）をお支払いいただきます。

第 7 条 (損害賠償)

CACは、本件契約に関して加入者に生じた損害について、損害が発生した月に発生した本割引の金額を上限として当該損害を賠償するものとし、

第 8 条 (権利義務の譲渡禁止)

加入者は、あらかじめCACの承諾を得た場合を除き、本件契約に係る権利義務の全部または一部を第三者に譲渡し、または担保に供してはならないものとします。

第 9 条 (加入者に関する情報の利用)

CACが保有する個人情報等の取扱いは、CACが別に定める「個人情報保護に関する規定」に定めます。

第 10 条 (本規約の改定)

1. CACは、CACの提供するサービス内容の変更、社会情勢の変動により本規約を改定することがあります。なお、本規約が改定されたときは、以後の契約条件は新しい本規約によるものとします。
2. CACが別に定めることとしている事項については、随時変更することがあります。

第 11 条 (協議、管轄裁判所)

1. この規約に定めのない事項、あるいは疑義が生じた場合は、誠意をもって協議のうえ、解決にあたるものとします。
2. 本規約は、日本法に準拠して解釈されるものとし、CACの提供するサービス内容に関連して訴訟の必要が生じた場合には、CACの本店所在地を管轄する地方裁判所を第 1 審の専属的合意管轄裁判所とするものとします。

附 則

1. CACは特に必要があるときには、本規約に特約を付することができるものとします。
2. この本規約は2016年10月 1日より施行します。
改 定 2019年10月 1日
改 定 2020年12月 1日
改 定 2021年 4月 1日

ケーブルプラスでんき重要事項説明書

ケーブルプラスでんきサービスのご利用にあたって

本書面ならびに「ケーブルプラスでんき利用規約」「でんき割規約」「申込内容（控）」の内容を十分お読みください。

- 電気事業法第2条の13に基づき、「ケーブルプラスでんき」の利用に関する契約の締結前に行われる供給条件の説明および書面の交付が、ホームページ等の電子的媒体を通じて閲覧に供する方法で行われることについてご承諾いただきます。

1. サービスの定義

- 「ケーブルプラスでんき」（以下、本サービス）を提供する小売電気事業者はa u エネルギー&ライフ株式会社（登録番号：A0077、以下、a u E L）です。
- 本サービスはa u E Lの業務委託先である株式会社CAC（以下、CAC）を通じてお申込みいただきます。なお、加入者との本サービスの契約は、a u E Lがケーブルプラスでんきへの切替が可能であることを確認できた日に成立します。
- 本サービスのご利用料金（以下、電気料金）はCACから請求させていただきます。電気料金のお支払い方法は、クレジットカード決済のみとします。

2. 契約に関するご注意

- あらかじめa u E Lが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」および加入者の需要場所を供給区域とする一般送配電事業者が別に定める「託送供給等約款」ならびにCACが定める「ケーブルプラスでんき利用規約」を承認のうえ、お申込みいただきます。KDDI株式会社（以下KDDI）ホームページ（<https://www.kddi.com/corporate/kddi/public/conditions/>）およびCACホームページ（<https://www.cac12.jp>）をご確認ください。
- a u E Lにて、小売電気事業者の切替手続を行います。そのため、加入者による現在契約の小売電気事業者への解約手続は不要です。
- お申込みを撤回される場合、CACまで必ずご連絡ください。本サービスへの切替日以降にご連絡いただいた場合、元の小売電気事業者に戻られるためには、加入者にて元の小売電気事業者の新規契約手続を行っていただく必要があります。この場合、本サービスへの切替日以降、元の小売電気事業者に戻られるまでにご使用された電気料金については、CACにお支払いいただきます。
- お申込み前に現在契約の小売電気事業者の解約に伴う不利益事項を十分にご確認ください。以下のような不利益事項が考えられますので、現在契約の小売電気事業者にご確認ください。
 - ① 違約金の発生（複数年契約等の場合）
 - ② ポイント等の失効
 - ③ 継続利用期間割引に適用される継続利用期間の喪失
 - ④ 過去電力使用量に関する照会不可
 - ⑤ 現小売電気事業者による検針票の提供終了
- 加入者の「契約種別」「供給設備の状況」等によりサービス提供ができない場合があります。予めご了承ください。
- 最低利用期間は電気料金の適用開始日から起算して1年間とします。なお、最低利用期間内に解約された場合は、CACが定める期日までに、でんき割の解除料として2,000円（不課税）をお支払いいただきます。
- ご利用開始（料金適用開始）の日は、切替申請日から起算して、原則5営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日となります。ただし、スマートメーターへの取替工事が必要となる場合は、原則10営業日に2暦日を加えた日以降の最初の検針日です。なお、具体的にご利用開始日は、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にて加入者にお知らせいたします。「切替申請日」とは、a u E Lが電力広域的運営推進機関に対して小売電気事業者の切替を申請した日であり、原則、a u E LがCACからお申込み内容を受領した翌日となります。a u E Lが設定したご利用開始日までにスマートメーターへの取替工事が完了しない場合、アナログメーターのまま「ケーブルプラスでんき」のご利用が開始されます。
- お引越し先で本サービスをご利用される場合、ご利用開始（料金適用開始）の日は、加入者が入居し、電気の使用を開始した日となります。申込手続が入居日の翌日以降になった場合でも入居日に遡ってご契約いただきます。
- CACの利用料金を半年払いもしくは年間払いでお支払いいただいている場合、月払いへの変更が必要です。
- 本サービスを利用するには、1枚のクレジットカードで、CACが請求する全ての支払いを行っていただくことが必要です。
- 電気料金のお支払いが、連続2ヶ月滞納となった場合は本サービスを強制的に終了させていただきます。ただし、滞納事由が加入者に責がない場合はこの限りではありません。なお、最低利用期間内の場合はでんき割の解除料もお支払いいただきます。

3. 電気料金・でんき割に関するご注意

- 電気料金は、一般送配電事業者にて検針した使用電力量に基づき、a u E Lが別途定める料金表にて計算いたします。なお、電気料金の算定期間は1日から月末日です。
- 本サービスへの切替申込みと同時に、契約アンペアを変更することはできません。
- 電気料金の算定期間中に契約の開始や解約があった場合は、日割計算をいたします。
- お引越し先でのご利用の場合、ご契約アンペアは、お引越し先物件の既設ブレーカー容量でご契約いただきます。
- 電力量計（以下、電気メーター）の故障等によって使用電力量等を正しく計量できなかった場合は、加入者とa u E Lとの協議によって定めます。
- 本サービスの切替に伴う手続および電気メーター取替工事に関しては、加入者の費用負担はありません。
- CACが別途定める「でんき割規約」の対象サービスと本サービスを同時に利用することで、でんき割が適用されます。でんき割は、本サービスの電気料金請求発生月に電気料金と対象サービスの合計金額に対して、毎月自動的に適用されます。電気料金に含まれる基本料金および電力量料金の合計金額が5,000円（税込5,500円）未満で基本料金および電力量料金の合計金額の1%、5,000円（税込5,500円）以上で基本料金および電力量料金の合計金額の5%の金額が割引されます。なお、でんき割の適用には次の条件を全て満たす必要があります。

- ✓ 電気料金請求発生月に、対象サービスの料金の請求発生があること
 - ✓ 本サービスおよびご契約の対象サービスを同一住所で契約していること
4. 請求に関するご注意
- 電気料金は、原則ご利用月の2ヶ月後に請求いたします。ただし、一般送配電事業者の検針スケジュールやその他の都合により、3か月後のご請求となる場合があります（それ以降、3ヶ月後のご請求となります。）。
 - 加入者が電気を不正に使用し電気料金のお支払いを免れた場合、お支払いを免れた金額の3倍に相当する金額を、違約金としてお支払いいただきます。
 - 電気料金について支払期日を経過してもなお支払いがない場合には、支払期日の翌日から支払いの日の前日までの日数について、年利14.5%の割合で算出した額を延滞利息として、CACが定める方法によりお支払いいただきます。
 - 「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づき、電気の使用の開始（本サービスお申込みに伴う電気メーター取替工事を除きます。）、加入者の都合による設備変更等により、工事費用が発生する場合があります。その際は、CACもしくは一般送配電事業者により費用を請求させていただく場合があります。
※ 契約電流または契約容量を新たに設定した日から1年以内に、契約電流もしくは契約容量を減少させた場合、auELが一般送配電事業者から請求された精算金を加入者に支払っていただく場合があります。
 - 紙面での料金明細発行希望の場合は、手数料として1請求あたり100円（税込110円）がかかります。
5. auID・ケーブルプラスでんきwebサービスに関するご注意
- 使用電力量および電気料金は、ケーブルプラスでんきwebサービスにてご確認ください。その際のIDおよびパスワードは、別途郵送される「ケーブルプラスでんき ご利用開始のご案内」にてお知らせいたします。
 - ケーブルプラスでんきwebサービスでは、ログインにauIDを利用します。本サービスのお申込みにあたっては、auID利用規約 (https://id.auone.jp/id/pc/legal/auid_terms.html) にも同意のうえ、お申込みいただきます。
 - ケーブルプラスでんきwebサービスでは、「ケーブルプラスでんき」のご利用開始日の翌日以降から、日々の電気使用量をご確認いただけます。ただし、スマートメーターの通信環境等により、データが欠損する場合があります。実際の使用量、料金と異なる場合があります。なお、加入者に請求する料金に関しては、電力会社から提供される確定電力量を使用して正しく請求が行われます。また、スマートメーターへの取替工事遅延等により、アナログメーターのままサービス提供が行われている期間は、「実績確認」「電気料金予測」「分析」「アドバイス」等の機能がご利用いただけません。
6. 工事等に関するご注意
- 加入者宅の電気メーターがアナログ式の場合は、スマートメーターへ切り替える必要があります。本取替工事の際、加入者の土地、または建物への立ち入りおよび工事を実施いたしますので、ご家族の皆様スマートメーターの取替工事が必要であることをお伝えください。取替工事は一般送配電事業者にて行いますが、その際、事前に一般送配電事業者よりご連絡をさせていただきます。
 - 本取替工事の際加入者の工事立ち会いの必要はありません。また、数分から数十分程度の停電が発生いたします。
 - 一般送配電事業者または一般送配電事業者が委託した事業者が、法令で定められている調査や検針時等に、加入者の土地または建物に立ち入らせていただく場合があります。この場合には、正当な事由がない限り、立ち入ること、および業務を実施することを承諾していただきます。
 - 一般送配電事業者の電気工作物（電気の引込線やメーター等）や加入者の電気工作物に異常、もしくは故障がある場合は、すみやかに加入者より一般送配電事業者にご連絡をお願いします。
7. auELからの契約解除またはCACからの契約解除要請について
- CACが定める支払期日までに電気料金のお支払いが無い場合、契約を解除させていただく場合があります。auELとの契約解除に伴い無契約状態になると、一般送配電事業者により電気の供給が停止される場合があります。
 - CACが定める支払期日までに、既存サービスの料金のお支払いが無い場合、本サービスの契約を解除させていただく場合があります。
 - 契約解除後においても、電気料金未払いのある加入者の個人情報について、auELが他小売電気事業者と共有することがあります。
 - 加入者が次のいずれかに該当し、auEL、もしくは一般送配電事業者がその旨を警告しても改めない場合には、電気の契約を解約することがあります。
 - ① 加入者の責めとなる事由により保安上の危険がある場合
 - ② 電気工作物の改変等によって不正に電気を使用された場合
 - ③ 契約負荷設備以外の負荷設備によって電気を使用された場合
 - ④ その他、auELが定める「ケーブルプラスでんき需給約款」の内容に反した場合
 - ⑤ 加入者が電気の廃止期日の通知をせず、電気の契約場所から引越し、電気を使用していないことが明らかな場合
 - 本サービス契約期間中に発生した電気料金の債権債務は、契約を解除した場合でも消滅しません。
8. 加入者からの契約解除について
- 加入者のお引越等に伴い本サービスの契約を解約される場合、事前に電気の使用停止日を定めて、CACにご連絡いただきます。他の小売電気事業者への切り替えに伴う本サービスの解約の場合には、CACにご連絡いただく必要はありません。切替先の小売電気事業者にご連絡ください。
9. 本サービスの提供エリア
- 本サービスの提供エリアは半田市、阿久比町、武豊町（一部）です。

10. クーリングオフ

- 加入者が、訪問販売もしくは電話勧誘販売で、お申込み（契約）された場合、お申込みから8日を経過するまでは、書面またはクーリングオフ専用ホームページにより無条件で申込みの撤回（契約が成立したときは契約の解除）を行うことができます。この場合、加入者は、
 - ① 損害賠償および違約金の支払いを請求されることはありません
 - ② すでに引き渡された商品の引き取りに要する費用、提供を受けた役務の対価あるいは移転された権利の返還に要する費用等の支払義務はありません
 - ③ すでに代金または対価の一部または全部を支払っている場合は、速やかにその金額の返還を受けることができます
 - ④ 権利を行使して得られた利益に相当する金銭のお支払いを請求されることはありません
 - ⑤ 役務の提供に伴い、土地または建物その他の工作物の現状が変更された場合には、無料で元の状態に戻すよう請求することができます
 - ⑥ 上記クーリングオフの行使を妨げるために事業者が不実のことを告げたことにより加入者が誤認し、または威迫したことにより困惑してクーリングオフをおこなわなかった場合は、事業者から、クーリングオフ妨害の解消のための書面が交付された日から8日を経過するまでは書面またはクーリングオフ専用ホームページによるクーリングオフを行うことができます。

【書面の宛先】 株式会社CAC

【クーリングオフ専用ホームページのURL】 <https://www.kddi.com/catv-service/cooling-off/>

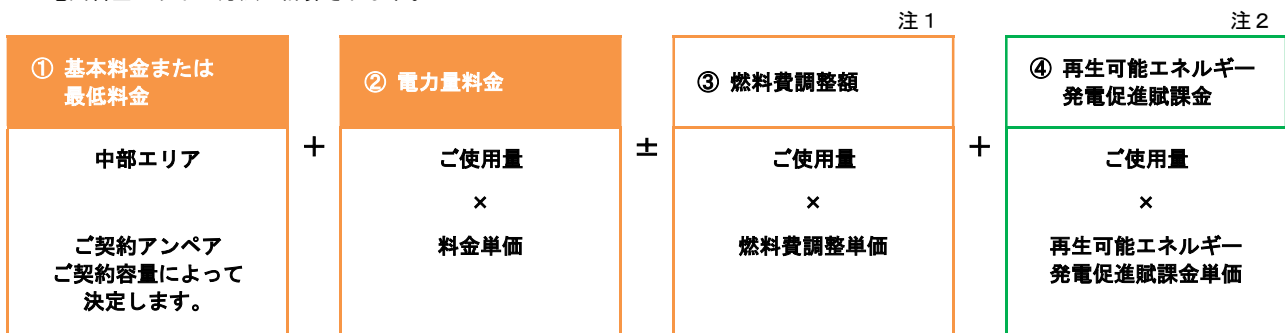
【必要記載事項】 サービス名（ケーブルプラスでんき）、お申込日、ご契約者名、ご住所、ご連絡先電話番号、お申込みされたケーブルテレビ会社、クーリングオフを行う旨

11. その他

- 契約期間は、契約が成立した日から、ご利用開始（料金適用開始）の日が属する年度の末日までとします。（年度は、4月1日から翌年3月31日をいいます。）加入者またはauE.Lが、変更または解除の申入れを行わない場合は、契約期間満了後も1年ごとに同一条件で継続されるものとします。なお最新のご契約についてはケーブルプラスでんきWebサービスでご確認いただけます。
- 料金やサービスを変更する場合はあらかじめ加入者へお知らせいたします。
- CACまたはauE.Lが、「ケーブルプラスでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等（これらの変更も含まれます。）を、書面の交付（郵送）に代え、ホームページ等の電子的媒体により、加入者にお知らせすることを可能とします。また、「ケーブルプラスでんき需給約款」、各種説明書、各種案内等の変更を行う場合、変更とならない事項についてはお知らせを省略することがあります。
- 供給電圧は、「低圧100V/200V」です。周波数は60Hzです。
- 加入者が故意または過失によって、電気ご使用場所内の一般送配電事業者の電気工作物等の設備を損傷・亡失した場合には、その設備について修理費等を賠償していただきます。
- CACおよびauE.Lの責めとならない事由によって加入者が受けた損害については、CACおよびauE.Lは賠償の責めを負いません。
- この書面に記載の電気料金その他の供給条件は、「ケーブルプラスでんき需給約款」に基づきます。この書面は、契約に関する全ての内容を記載しているものではありません。その他詳細事項等は、KDDIホームページ等より「ケーブルプラスでんき需給約款」をご覧ください。
- 個人情報の取扱いについてauE.Lは、個人情報の重要性を認識し、その保護の徹底をはかるため、電気通信事業法、個人情報の保護に関する法律、電気事業法、電気通信事業における個人情報保護に関するガイドライン等の業務主管庁が定めた事業分野別ガイドライン、その他関連する法令等を遵守いたします。詳細は、auエネルギー&ライフのプライバシーポリシー（<http://kddi-l.jp/X96>）をご参照ください。お申込み内容その他本サービスのご利用にあたりご提供いただいた情報を以下の利用目的に活用することを事前にご了承ください。
 - ✓ マーケティング活動における利用
 - ✓ auE.Lの新サービスや、有益な情報のメール配信
 - ✓ 電力広域的運営推進機関に対する、電気の切替手続
 CACが保有する個人情報等の取扱いは、CACが別に定める個人情報保護に関する規定に定めます。

◆ 電気料金の計算方法

電気料金は以下の方法で計算されます。



注1) 電気の供給に必要な燃料費の価格変動に合わせ単価を毎月設定し、電力量に単価を乗じた「燃料費調整額」を請求いたします。

注2) 再生可能エネルギー発電促進賦課金は、再生可能エネルギーの普及を目的に、法律に基づき、電気をご利用になる全てのお客様から電力使用量に応じ別途毎年決定されている単価を乗じた額を請求いたします。なお、再生可能エネルギー発電促進賦課金は、消費税等相当額を含んだ料金として計算いたします。

◆ ケーブルプラスでんき 料金表 (①基本料金または最低料金 / ②電力量料金)

単位：円 [() 内は税込単価]

<でんきMプラン>

区分		単位	でんきMプラン (中部) * 中部電力従量電灯B相当	
基本料金	10A	1契約	260.00	(286.00)
	15A		390.00	(429.00)
	20A		520.00	(572.00)
	30A		780.00	(858.00)
	40A		1,040.00	(1,144.00)
	50A		1,300.00	(1,430.00)
	60A		1,560.00	(1,716.00)
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	19.12	(21.03)
	120kWh超過300kWhまで		23.19	(25.50)
	300kWh超過分		25.87	(28.45)
最低月額料金 (注)		1契約	234.76	(258.23)

(注) 基本料金と電力量料金との合計が最低月額料金を下回る場合は、その1月の料金は、最低月額料金および再生可能エネルギー発電促進賦課金の合計となります。

<でんきLプラン>

区分		単位	でんきLプラン (中部) * 中部電力従量電灯C相当	
基本料金		1kVA	260.00	(286.00)
電力量料金	最初の120kWhまで	1kWh	19.12	(21.03)
	120kWh超過300kWhまで		23.19	(25.50)
	300kWh超過分		25.87	(28.45)

例) でんきMプラン (中部) ご契約アンペア：40A
1ヶ月のご使用量：350kWh

基本料金	①	1,040.00円 [ご契約アンペア=40アンペアの場合]
電力量料金	②	最初の120kWhまで 2,294.40円 =19.12円×120kWh
	③	120kWh超過300kWhまで 4,174.20円 =23.19円×180kWh
	④	300kWh超過分 1,293.50円 =25.87円×50kWh
電気料金※	⑤	8,802円=①+②+③+④ (円位未満切捨て)
燃料費調整額※	⑥	511円=1.46円×350kWh (円位未満四捨五入) [燃料費調整単価 (税抜)=1.46円/kWhの場合]
再生可能エネルギー 発電促進賦課金※	⑦	1,207円=3.45円×350kWh (円位未満切捨て) [再生可能エネルギー発電促進賦課金単価 (税込)=3.45円/kWhの場合]
消費税等相当額	⑧	931円=(⑤+⑥)×0.10 (円位未満切捨て)
ご請求金額 (税込)		11,451円=⑤+⑥+⑦+⑧

※ CACは電気料金、燃料費調整額、再生可能エネルギー発電促進賦課金としてご請求します。でんき割はCACが指定するサービスの利用料金よりケーブルプラスでんきご請求金額に応じて割引いたします。

- ◆ サービス・料金・請求に関するお問い合わせ
株式会社CAC
0569-21-0070 (有料) 午前9時～午後5時30分／年中無休
<https://www.cac12.jp/consultation/>
- ◆ auIDに関するお問い合わせ
KDDI お客さまセンター
0120-925-881 (無料) 午前9時～午後8時／年中無休
- ◆ 電気供給設備の故障や停電に関するお問い合わせ
中部エリア 一般送配電事業者 中部電力パワーグリッド株式会社
0120-985-232 (無料) 24時間／年中無休
- ◆ 小売電気事業者
auエネルギー&ライフ株式会社 (登録番号：A0077)
東京都千代田区飯田橋3-10-10 ガーデンエアタワー
代表取締役社長： 梶川 秀樹
- ◆ KDDIの業務委託先
株式会社CAC
愛知県半田市有楽町8丁目26番地の2

※ 記載の金額は特別な表記が無い限り、全て税抜です。